

法人税の同族会社と自己株式

同族会社には、原則として、その事業年度の所得金額から法人税・住民税その他の利益処分など社外流失を控除した金額のうち、一定の留保控除額を超える部分に対して、通常の法人税の他に法人税が重課される留保金課税の制度があります。

2003年の税制改正で、つぎの改正があり、自己株式の所有が同族会社の判定などに影響するようになりました。

同族会社の判定と自己株式

つぎの改正は、2003年4月1日以降に開始する事業年度より適用されます。

1. 同族会社の定義

株主3人以下とその特殊関係にある個人・法人の持株割合の合計が50%「以上」の会社
50%「超」の会社

2. 持株割合の算定方法と自己株式の取り扱い

$\frac{\text{「1」の株主の株式数}}{\text{発行済株式数}}$ 自己株式を有する自社は株主から除外
自己株式数は除外

< 例 >

発行済株式数 1,000 株 で株主構成が自己株式 200 株・A株主 200 株・B株主 100 株・C株主 50 株・その他少数株主 450 株の法人

- ・ 改正前 自己株式 + A株主 + B株主 = 500 株 発行済株式数 1,000 株 50% 同族会社
- ・ 改正後 A株主 + B株主 + C株主 = 350 株 発行済株式数 800 株 44% 非同族会社

同族会社の留保金課税の不適用措置と自己株式

2003年4月1日～2006年3月31日に開始する事業年度で、つぎのすべての要件をクリアする同族会社には、留保金課税の適用はありません。

- ・ 青色申告書の提出
- ・ 資本金 1 億円以下
- ・ 自己資本比率 50%以下

自己資本比率 = $\frac{\text{前事業年度末の自己資本額}}{\text{前事業年度末の総資産額}}$ 自己株式相当額は控除しない。
自己株式相当額を含めることも可。

- * 自己資本額 資本金・資本積立金・利益積立金の合計額に、同族関係者からの負債額を加算した金額

お見逃しなく！

1. 一定の要件を満たすつぎの中小法人の同族会社の場合、留保金課税はありません。2004年3月31日までに開始する事業年度で適用があり、一定の要件は業種により異なります。
 - 1) 設立後 10 年以内の中小法人
 - 2) 前事業年度の試験研究費の割合が総収入の 3%超の中小法人
2. 現行商法では、自己株式の買受けは、定時株主総会の決議事項となっていますが、取締役会決議で自己株式を買受ける旨を定款に定めておけば、取締役会決議だけで自己株式の取得が可能になる、自己株式取得の規制緩和法案が、今国会中に成立する見通しです。成立すれば、自己株式取得の機動性が高まります。